



経理科 1



簿記×Excel×会計ソフト×就職活動実務

対象者	早期再就職の意欲が高く、公共職業安定所長の受講の指示又は推薦が受けられる方 ※受講指示、推薦についての詳細はハローワーク訓練窓口までご相談ください。
訓練期間	平成26年 7月25日(金)～平成26年11月21日(金)
訓練時間	月曜日～金曜日 9:00～15:40
定員	15名 (なお、申込者7名未満の場合には中止となる場合があります。)
訓練実施校	アヴリオ パソコン教室 〒780-0963 高知市口細山224-20 (TEL: 088-855-9305)
募集期間	平成26年 6月12日(木)～平成26年 7月 3日(木)
申し込み	住所を管轄する公共職業安定所へ公共職業訓練受講申込書を提出してください。
選考会	平成26年7月10日(木) 午前9時10分から受付 (午前9時30分開始)
筆記試験	場所:高齢・障害・求職者雇用支援機構 高知職業訓練支援センター 2F研修室Ⅱ 高知市桟橋通4丁目15-68 * 筆記用具を持参してください。
面接	* 面接を行いますので、面接に適した服装でおいで下さい。 * 駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。 * 選考は、ハローワークでの申込み時点から始まります。 申込書への記載内容や相談内容も踏まえて、県において合否判定します。
合否発送日	平成26年 7月18日(金) 訓練実施校から本人自宅あて郵送にて通知します。 ※到着は翌日以降となりますのでご了承ください。
受講料	無料。但し、テキスト代として11,664円の自己負担が必要です。
駐車場	訓練実施校に <u>無料駐車場</u> があります。
実施主体	高知県 (問合せ先: 高知県立高知高等技術学校 TEL 088-847-6607)

目標とする各種検定

- Microsoft Office Specialist Excel (検定料: 10,584円)
- 日商簿記検定3級 (検定料: 2,570円)
- 日商簿記検定2級 (検定料: 4,630円)

※検定料は自己負担となります

訓練実績

- 公共職業訓練での実績なし。

カリキュラム

訓練目標		・企業で求められる会計実務に必要な簿記の知識と電子会計処理、その他事務処理に必須の広範囲なITスキルを習得し、日商簿記検定2級まで取得する。 ・ビジネスマナー、コミュニケーション力の向上を図る。 ・自己理解を深め、強みや可能性に気付き、成長意欲をもつ。	
仕上がり像		・パソコンを使用して帳簿・財務諸表が作成でき、業務ソフトを使って実務書類や資料の作成ができる即戦力となる人材。 ・組織の一員として働きがいをもち、もてる能力を十分に発揮できる人材。 ・「なりたい自分」に向かい意欲的に成長できる職業人。	
訓練 計画 内容	科 目	訓練の内 容	時間
学科	簿記3級	会計実務の流れ、企業簿記の仕組、仕訳と記帳 減価償却資産の管理と帳簿、伝票式会計、貸借対照表と損益計算書試算表、決算書作成他を習得、検定対策	108H
	簿記2級	株式発行、無形固定資産と繰延資産、社債、法人税等、消費税、特殊商品売買、手形、本支店会計、工業簿記の基礎知識、費目別計算、原価計算（個別・部門別・総合・標準・直接）、本社工場会計、財務諸表他を習得、検定対策	213H
	キャリアコンサルティング	ジョブカードを使った個別面談により、自己理解が深まり、就職に向けて目標を設定し実行に移せるよう支援する	24H
	Excel	基本操作、表・グラフの作成、データベース、データ分析と活用、実務書類作成他、仕事で指示される内容を自分で考え、作成できる技能の習得、検定対策	30H
	インターネット活用	ネット検索、業務に役立つホームページ活用、ホームページ更新、ウイルスとセキュリティ対策他を習得	12H
	業務ソフトの利用	販売系ソフトを使用した納品書・請求書発行、名刺・インデックス等作成他実務を想定した技術の習得	15H
	電子会計	会計ソフトの操作、業務ソフトとの連携、検定対策他実務での経理処理技術を習得	18H
	ビジネスマナー	電話応対、お茶の出し方、敬語の使い方、ビジネス文書マー、メールマー、身だしなみ、接遇他の習得	12H
	就職活動書類作成実習	履歴書・職務経歴書・送付状作成	3H
	就職活動実務	自己分析、自己PR作成、面接指導、模擬面接	12H
総合計時間（447）時間、学科（345）時間、実技（102）時間			
訓練用機器 設 備	PCのOS (Windows7)、CPU (1.7GHz)、メモリ容量 (2GB) 使用するソフト名及びバージョン ・Microsoft Office Pro 2010 ・会計王 15 ・販売王 15 ・給料王 15 その他 (52インチ大型液晶モニタ、プリンタ)		

お知らせ

- ▶雇用保険受給資格者以外の方で、一定の要件を満たす方に「職業訓練受講給付金」が支給される制度があります。
- ▶給付金の支給を受けるためには、訓練受講中にハローワークへの来所日が指定されています。（注：来所を拒否した場合は、給付金が不支給となります。）
- ▶本コースの指定来所日は、8月25日(月)、9月29日(月)、10月27日(月)、11月25日(火)の4回です。

